

規則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十一号

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第一章第七節に規定するキャッシュ・フロー計算書及び同章第九節に規定する行政サービス実施コスト計算書」を「第一章第八節に規定する純資産変動計算書及び同章第九節に規定するキャッシュ・フロー計算書」に改める。

第十一条の二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第三十五条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

第十一条の二第三項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第一号中「正当な理由による」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。